

静岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月21日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第1号

静岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

静岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成13年静岡県条例第70号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(選挙区及び各選挙区の議員の数)			(選挙区及び各選挙区の議員の数)		
第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条の規定により、静岡県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。			第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条の規定により、静岡県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。		
選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の数	選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の数
(略)			(略)		
浜松市中区	浜松市中区の区域	4	浜松市中央区	浜松市中央区の区域	12
浜松市東区	浜松市東区の区域	2			
浜松市西区	浜松市西区の区域	2	浜松市浜名区・天竜区	浜松市浜名区及び天竜区の区域	3
浜松市南区	浜松市南区の区域	2			
浜松市北区	浜松市北区の区域	2			
浜松市浜北区	浜松市浜北区の区域	2	(略)		
浜松市天竜区	浜松市天竜区の区域	1	(略)		
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。